

株式の分割に関する基準日設定公告

平成30年1月16日

株主各位

横浜市港北区新横浜一丁目4番1号
日総工産株式会社
代表取締役社長 清水 竜一

当社は、平成30年1月15日、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成30年2月1日をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年1月31日と定めましたので公告いたします。

以上